

2024年2月1日

各位

長崎県五島市中央町8番地15

福江信用組合

代表理事 川口 眞二

## 休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への 休眠預金等の移管に関する公告

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、休眠預金等活用法という。）第3条第1項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、次のとおり公告します。

### 1. 移管対象となる預金等

2013年10月1日から2014年9月30日が最終異動日等となる預金等

### 2. 預金保険機構への納期限

2025年2月1日

（休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。）

### 3. 休眠預金等代替金の支払い請求

預金保険機構への納付日において、当該預金等の預金債権が消滅いたします。

ただし、消滅した預金債権に係る預金者であった者は、当組合を通じて預金保険機構に対し、当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを請求することができます。

詳細につきましては、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上